

その他の遵守事項の規定理由（地方市場）

令和2年6月21日施行の「高知市公設水産地方卸売市場条例」及び「高知市公設水産地方卸売市場業務規則」に規定する必須以外の遵守事項については、下記のとおりとします。

区分	項目	条文	条文の内容	規定理由
業務条例関係	開場の期日・時間	第4条 第5条	開場の期日及び時間。	市場運営に必要であり、現行どおり規定する。
	卸売業者等の許可等に関する事	第8条 第25条 第33条 第36条	卸売業者、関連事業者の許可及び仲卸業者、売買参加者の承認。	円滑な市場運営を維持するため、市場関係業者については、これまでどおり許可及び承認制をとることとする。
業務規則関係	卸売業者の業務の規制	第11条	卸売業者の業務（小売り）の規制。	市場取引の仕組みを維持していくためにも、一定の歯止めは必要である。
	卸売の相手方の制限	第12条	第三者販売の原則禁止。	現行の規制ルールのもと円滑な取引が行われており、改正卸売市場法の施行後、規制緩和の必要が生ずるまでは現在の規制ルールを維持する。
	市場外にある物品の卸売の禁止	第13条	商物一致の原則。	
	仲卸業者の業務の規制	第16条	直荷引きの原則禁止。	
	販売前における受託物品の検収	第14条	販売前における受託物品の検収。	受託物品の検収は、生鮮食料品が消費者に届く第一段階であり、食の安全安心を担保するために開設者の責務として、卸売業者に遵守させるべき事項であるため。
	卸売をした物品の相手方の明示及び引取り	第15条	○卸売をした物品の相手方の明示。 ○卸売を受けた物品は速やかに引取ること。	生鮮食料品の円滑な取引を促進するため。
	仲卸業者の市場外取引の規制	第17条	仲卸業者の業務（小売り）の規制。	市場取引の仕組みを維持していくためにも、一定の歯止めは必要である。
	委託手数料の率	第27条	○委託手数料率その他の事項に関する、開設者の改善措置命令。 ○委託料率の公表。	委託手数料の率については、円滑な市場取引を維持していく上で、開設者の関与が必要である。
完納奨励金の交付	第28条	○完納奨励金を交付したときの市長への報告。 ○完納奨励金の交付に係る、開設者の改善措置命令。	完納奨励金を公正に交付するためには、開設者の関与が必要である。	